

## 災害時における協力に関する協定

# 災害時における協力に関する協定書

彦根市・株式会社ビワフロント彦根

令和8年（2026年）1月23日

彦根市（以下「甲」という。）と株式会社ビワフロント彦根（以下「乙」という。）  
とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、彦根市内に地震その他の災害が発生した場合において、乙が第3条に定める協力を甲に対して行い、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力の内容）

第3条 乙は、彦根市内に災害が発生したときは、甲の要請があった場合において、次の各号の協力をを行うものとする。ただし、各号の提供にあっては、妊婦や授乳者を限定とする。

- (1) 屋内外における避難場所の提供
- (2) 浴場を開放しての入浴の提供
- (3) 非常食等を作成するお湯等の提供
- (4) その他乙が可能とする協力

2 乙の施設を使用する期間は、災害発生の日から7日間以内とする。ただし、期間を延長する必要がある場合、乙の承認を得たうえで期間を延長することができる。

3 乙は、第2条に定める災害以外の災害について、甲の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力をを行うものとする。

4 避難者に入浴の提供を行った場合の入湯税については、対象外とする。

### （経費の負担）

第4条 第3条に規定する協力を行った場合における経費は、乙の負担とする。ただし、法令ならびにその他特段の定めのあるものを除くほか、法令等に基づき自治体等から支払、補助等がある場合はこの限りではない。

(防災訓練への参加)

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時に  
おける対応に万全を期すよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理課長、乙においては  
支配人とする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。  
ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙のいずれからも文書をもって協定の  
解除または変更の意思表示がないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から  
更に1年間延長され、以後同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、両者  
が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各1  
通を保有する。

令和8年（2026年）1月23日

甲 滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市

彦根市長 田 島 一 成

乙 滋賀県彦根市松原町1435-91

株式会社ビワフロント彦根

代表取締役 木 下 学